

『自立準備ホーム』への登録のお願い

県では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した人が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、関係機関・団体等の皆様との連携体制の構築や就労・住居の確保、保健・医療福祉サービスの利用の促進等に取り組んでおります。

「自立準備ホーム」は、所定の手続きにより保護観察所に登録した社会福祉法人等が管理する施設の空き室等を、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として活用するものです。

法務省によりますと、刑務所出所者等の中には、帰住先が確保できないまま出所し、再犯に至る者が多数に上ることや、帰住先がない者ほど刑務所への入所を繰り返し、再犯期間が短いなど、生活の基盤となる「住居」を確保することは、刑務所出所者等の再犯防止を図る上で、非常に重要となっております。

こういった中、「自立準備ホーム」は、帰るべき家がない等の出所者の一時的な受け入れ先であり、犯罪予防と更生の観点からも、重要な役割を担っております。

下記の資料をご覧ください、『自立準備ホーム』への登録について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【資料】

(説明資料) 『自立準備ホーム』への登録のお願い

(長崎保護観察所、長崎県地域生活定着支援センター)

(資料 ①) 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について

(厚生労働省通知)

(資料 ②) 自立準備ホームについて(長崎保護観察所)